

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（原子炉注水系、非常用水源及び格納容器内の不活性雰囲気の維持機能に係る運転上の制限見直し）に係る面談
2. 日時：令和2年11月5日（木）10時30分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
宇野課長補佐、知見主任安全審査官、高松専門職、横山係長、高木技術参与
原子力規制庁 福島第一原子力規制事務所（TV会議システムによる出席）
木村（隆）原子力防災専門官、木村（通）原子力運転検査官、
田中原子力運転検査官
東京電力ホールディングス株式会社（TV会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー 廃炉安全・品質室
安全・リスク管理グループ 担当4名
5. 要旨
東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年8月11日付けで受理した実施計画の変更認可申請（原子炉注水系、非常用水源及び格納容器内の不活性雰囲気の維持機能に係る運転上の制限見直し）について、原子力規制庁側から以下の質問を行い、後日説明するよう求めた。
 - 原子炉注水系について
 - ・ 運転上の制限を緩和することについて、これまでに実施した各号機の注水停止試験の内容及び結果並びに各号機の燃料デブリの配置の相違等を踏まえて、どの様な考え方で制限値を変更するかについて整理するとともに、号機ごとではなく代表プラントでの試験結果等に合わせて一律に設定する理由について説明すること。
 - ・ 温度解析評価の妥当性とその適用範囲、評価結果の代表性及び評価に必要な注水流量等の入力パラメータの欠測により評価ができない場合の対応について説明すること。
 - ・ 温度を解析評価値とする場合、その評価値の扱い（記録、欠測）について説明すること。
 - ・ 水温が80℃まで上昇するのに10日以上と評価しているが、この評価の妥当性を説明すること。
 - ・ 24時間の停止を許容する期間に、復旧対応が可能なことを説明すること。
 - ・ 注水量増加幅に対する運転上の制限の設定の必要性について説明すること。
 - 格納容器内の不活性雰囲気維持機能
 - ・ 毎日1回の封入する窒素の濃度確認を取り止めるとするものの、窒素供給装置の運転は継続するとしているが、その必要性について説明すること。
 - ・ 水素濃度が運転上の制限である2.5%を超え、水素爆発の恐れがある4%に達するまでの間に復旧対応が可能なことを説明すること。
 - ・ ガス管理設備による水素濃度測定精度、酸素による測定精度への影響について、窒素供給装置側の運転、停止及び空気供給等との関係を説明すること。
 - ・ 原子炉格納容器あるいは原子炉压力容器内に、局所的に水素が滞留している可能性がないか説明するとともに、今回の制限緩和に影響が無いことを

説明すること。

東京電力ホールディングス株式会社は、上記質問を確認し、後日資料の準備ができ次第、説明を行うと回答した。

6 . その他

資料：なし